

柏市総合事業(サービス)に関するQ&A(平成28年2月1日版)

今後変更になる可能性があります。(平成28年2月1日時点)

No.	分類	質問	回答	問い合わせ時期
1	共通	利用(支給)限度額は、どのように考えていますか。 ・通所サービス ・訪問サービス ・ケアマネジメントの費用	要支援1は5,003単位、要支援2は10,473単位とします。 総合事業対象者は、要支援1の限度額(5,003単位)としますが、利用者の状態(退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながるケースなど)によっては、要支援1の限度額を超えることは可能です。ただし、その場合であっても、上限額は要支援2を限度額を超えることは想定していません。 介護予防ケアマネジメントの費用も国で示す430単位を予定しています。	平成27年7月21日 第1回事業者説明会後
2	共通	現在、要支援1(認定期間:平成27年3月から平成28年2月まで)の利用者が1人います。弊社は総合事業への参入を検討しておりません。利用者を支援する地域包括支援センターに総合事業に参入しないことを書面で通知する予定です。地域包括支援センターに通知すること以外に弊社が注意しなければいけないことがありましたら、ご教示下さい。	総合事業へ参入されない場合は、本市のご利用者様のほか、他市のご利用者様に対しても現行相当サービスが提供できなくなります。総合事業の趣旨をご理解いただき、要支援者及び事業対象者の受入れ(総合事業の参入)に今一度ご検討ください。 今後、要介護者に対してのみサービスを提供される場合は、指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の休止(廃止)の届出を行う必要があります。また、要支援1の方が引き続きサービス利用を希望される場合は、継続的にサービスが受けられるよう、関係者との連絡調整、その他の便宜の提供を行っていただくようお願いいたします。	平成27年7月24日 第1回事業者説明会後
3	共通	訪問型サービスの類型において、訪問介護(現行の訪問介護相当)のご説明を頂きましたが、事業所としては、現行の介護予防訪問介護の指定が継続されますか。	平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所であれば、総合事業の訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスの指定を受けたものとみなされます(みなし指定)。みなし指定事業所であれば、改めて総合事業の指定の手続きは不要です。	平成27年7月24日 第1回事業者説明会後
4	通所型サービスA	現在、午前3時間のデイサービスを行っています。総合事業の開始に合わせて、午前中は現行の通所介護相当のサービスと一体的に運営し、午後は緩和した基準(通所型サービスA)として運営することは可能でしょうか。	指定通所介護(指定介護予防通所介護)と通所介護相当サービスは、一体的に運営することは可能です。 また、緩和した基準(通所型サービスA)は、指定通所介護(指定介護予防通所介護)及び通所介護相当サービスとは分けて実施することが望ましく、同じ場所で時間帯を分けて運営することは可能です。	平成27年7月21日 第1回事業者説明会後
5	通所型サービスA	質問4の場合、通所型サービスAの人員配置は管理者(専従1名以上)と従業者(利用者15名まで専従1名以上)でよろしいですか。また、資格要件も指定なしでよろしいでしょうか。	通所型サービスAの人員配置については、現在検討中です。	平成27年7月21日 第1回事業者説明会後
6	訪問介護相当サービス	介護予防訪問介護の単価と訪問介護相当サービスの単価は同等でしょうか。	訪問介護相当サービスの単価は、介護予防訪問介護の単価の水準を保つ方向で検討中です。	平成27年7月24日 第1回事業者説明会後
			訪問介護相当サービスの単価は、介護予防訪問介護の単価と同じ水準としました。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会
7	訪問介護相当サービス	訪問介護相当サービスを利用する判断は、ケアマネージャーが行うのでしょうか。	予防給付から総合事業の訪問型サービスへの移行に際しては、インフォーマルを含む多様なサービスについても充分説明していただき、ご利用者様及びご家族の意向を踏まえ、介護予防ケアマネジメントの中で必要なサービスを判断していただくようお願いいたします。	平成27年7月24日 第1回事業者説明会後
8	訪問介護相当サービス	訪問介護相当サービスの介護職員処遇改善加算はどうなりますか。	介護予防給付と同様の加算となるよう検討中です。	平成27年7月24日 第1回事業者説明会後
			介護予防給付と同様の加算としました。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会
9	訪問型サービスA	基準を緩和した訪問型サービスAについて、このサービスを利用する判断はご利用者様が行うのでしょうか。	問7同様、多様なサービスについて充分説明していただき、利用者様及びご家族の意向を踏まえ、介護予防ケアマネジメントの中で必要なサービスを判断していただくようお願いいたします。	平成27年7月24日 第1回事業者説明会後

10	訪問型サービスA	基準を緩和した訪問型サービスAの処遇改善加算は、対象外ですか。	緩和したサービスの基準、単価、加算等については、検討中です。11月の事業者説明会でお知らせいたします。 ----- 緩和したサービスの加算については、請求事務の煩雑さを考慮し、初回加算200単位のみとし、柏市では処遇改善加算は設定してない方針です。	平成27年7月24日 第1回事業者説明会後 平成27年11月20日 第2回事業者説明会
11	訪問型サービスA	訪問型サービスAについて、柏市では1単位10.42円という説明でしたが、流山市も同様ですか。	流山市は1回あたり200単位、1単位当たり10円です。訪問型サービスAは市町村独自の基準のため、単位数及び1単位当たりの額はそれぞれの市町村にご確認ください。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会
12	訪問型サービスA	訪問型サービスAの担い手養成研修について、基本研修に追加して事業所での実習を予定しているとの説明であったが、事業所が実習を受け入れた場合のメリットは何ですか。またどのような実習を予定していますか。	サービスAの担い手養成研修は座学が中心のため、訪問介護員の方がサービス提供される現場を見学させていただくことは、実習生にとって貴重な経験であり、志気を高めることができます。また、訪問型サービスAへの参入を検討される事業所においては、実習を受け入れることにより訪問型サービスAの担い手の雇用につながり易くなり、軽度の方の生活援助は従事者(無資格者)が、中・重度の方の身体介護及び生活援助は訪問介護員(有資格者)が対応することで、効果的かつ効率的なサービス提供につながる可能性があります。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会
13	訪問型サービスA	サービスAの担い手となる柏市訪問型生活支援サポーター養成研修は平成28年1月に開催予定との説明でしたが、定員や頻度はどのようになりますか。	平成28年1月の開催は初回であり、定員は40名の予定です。来年度は未定ですが、定期的な開催を目指します。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会
14	訪問型サービスA	訪問型サービスAの基準について、「従事者:1人以上必要数」と書いてありますが、訪問介護相当サービスの人員と兼務は可能ですか。	兼務は可能です。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会
15	訪問型サービスA	訪問型サービスAは従来のサービスに追加という認識で良いですか。	国の介護予防訪問介護に相当するサービスに加え、国の介護予防訪問介護の基準を緩和した市独自の基準のサービスが追加されるものです。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会後
16	訪問型サービスA	訪問介護相当サービスの1回あたりの金額と、訪問型サービスAの1回あたりの金額はどう違うのですか。	訪問 I (週1回程度)で比較した場合は、以下のとおりです。 ・訪問介護相当サービスは、1月につき 1,168単位×地域区分(柏市は6級地) 10.42円=12,170円。これを4週で割ると、1回当たり3,042円。 ・訪問型サービスAは、1月につき 977単位×地域区分 10.42円)=10,180円。これを4週で割ると、1回当たり2,545円。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会後
17	訪問型サービスA	市外の事業所ですが、柏市の訪問型サービスAの事業所の指定を受けることはできますか。	検討し、回答します。 ----- 訪問型サービスAについては、市内事業所によるサービスの充足を図る観点から、柏市では、市外の事業所の訪問型サービスAの指定は行いません。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会 平成27年12月8日
18	共通	総合事業に移行すると、定款の変更は必要ですか。また、訪問型サービスAを行わなくても、定款の変更は必要ですか。	必要です。本日の資料Q&Aにも記載例を示しているため、参考としてください。 11月20日の回答の訂正 総合事業第1号事業を実施する場合、定款に事業名の追加が必要となる場合があります。お手数ですが、関係機関にご確認ください。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会 平成28年1月8日
19	共通	総合事業の請求においては、「月の途中でサービスを提供した場合は日割りコードを用いる」との説明でしたが、算定の起算日は「初回利用日」か「契約日」のどちらですか。	確認し、ホームページで回答します。 ----- 「契約日」となります。 日割りの算定方法については、実際に利用した日数に関わらず、サービス算定対象期間(契約日から契約解除日までの期間に応じた日数)による日割りとなります。(平成27年3月31日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)」より)	平成27年11月20日 第2回事業者説明会 平成28年2月1日

20	共通	現在、柏市民へのサービス提供はしていません。何か手続きは必要ですか。(市外の事業所からの問い合わせ)	貴事業所がみなし指定事業者であれば、手続きは不要です。また、みなし指定事業者であれば、全国一律の基準として訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスを平成30年3月31日までサービス提供が可能です。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会後
21	通所型サービス	通所介護相当サービス以外の多様な通所型サービスの構築は検討中との説明でしたが、いつ頃できる予定ですか。	具体的な時期は未定です。平成28年度中を目安に構築を検討して参ります。是非ご意見をお聞かせください。	平成27年11月20日 第2回事業者説明会
22	訪問型サービス	訪問Ⅰとは何ですか。	訪問Ⅰは「週1回程度の利用」を指します。また、訪問Ⅱは「週2回程度の利用」、訪問Ⅲは「週2回を超える程度の利用」を指します。これは、介護予防訪問介護と同様です。	平成27年11月24日 第2回事業者説明会後
23	訪問型サービス	身体介護が必要かどうかはケアプランで決まるということですか。その場合、ケアマネージャーの独断とならないか。	サービスの提供に当たっては、ご利用者様、ご家族様の意向を踏まえ、適切なケアマネジメントの中で決まるものと考えています。	平成27年11月24日 第2回事業者説明会後
24	訪問型サービスA	サービス提供責任者について、現行相当サービスと一体的に実施する場合は、サービスAも含めた人数が40又はその端数を1増やす毎にサービス提供責任者を配置すればよいのか。	説明会配布資料Q&A(法人指導課分)の3を参照してください。	平成27年11月24日 第2回事業者説明会後
25	訪問型サービスA	訪問型サービスAの従事者は登録ヘルパーでも良いですか。	国の総合事業ガイドラインでは、従事者は「雇用労働者」と記載されています。登録ヘルパーでも問題はありますが、事業所と雇用契約を結んでいるか、労働者派遣契約が必要となります。	平成27年11月25日 第2回事業者説明会後
26	訪問型サービスA	訪問型サービスAの従事者の時給について、市はどの程度を見こんでいますか。(事業所は単価を基に従業員の時給を設定します。予防給付の単位数を踏まえ有資格者の時給を設定していますが、それすら経営的には厳しい状況です。)	訪問型サービスAの従事者は有資格者ではないため、最低賃金以上有資格者の時給の間で、事業所のご判断と考えています。	平成27年11月30日 第2回事業者説明会後
27	訪問型サービスA	従事者の40名しか育成しないのですか。従事者の求人を事業所が単独で行うことは難しく、有資格者をサービスAにあてることは困難です。このため、訪問型サービスAへの参入は難しいと考えます。	市では、従事者の養成研修を定期的に行う予定です。また、求人等の負担を軽減するため、将来的に養成研修修了者とサービス事業者とのマッチング機能も持たせたいと考えています。訪問型サービスAの単価は、訪問介護相当サービスより安価なため、有資格者が訪問型サービスAのサービスを提供することは市も想定はしていません。これらを踏まえ、訪問型サービスAについてご検討ください。	平成27年11月30日 第2回事業者説明会後
28	共通	説明会の資料に指定の様式がありましたが、流山市の事業所でも指定の手続きは必要ですか。	みなし指定事業所であれば、平成30年3月31日までは総合事業の指定の手続きは不要です。みなし指定事業所でない場合は、総合事業の指定の手続きが必要となります。	平成27年11月30日 第2回事業者説明会後
29	共通	平成30年4月1日以降は指定申請が必要となりますか。柏市内の事業所のみしか指定しないのですか。(市外の事業所からの問い合わせ)	更新申請については、現在検討中です。更新の手続きについては、平成28年度以降にご案内します。	平成27年11月30日 第2回事業者説明会後
30	共通	総合事業のみなし指定を辞退した事業者です。現在、要支援者1名に対しサービスを提供していますが、指定の手続きが必要ですか。	現在サービスを提供されている要支援者のかたが、引き続き貴事業所のサービスを希望され、貴事業所でも総合事業のサービスを提供されるご意向がある場合は、指定の手続きが必要です。詳しくは法人指導課にお問い合わせください。	平成27年11月30日 第2回事業者説明会後
31	共通	基本チェックリストに該当しない人とはどのような人ですか。	まず、元気高齢者が考えられます。この場合は、一般介護予防事業(例、ロコモフィットかしわ事業など)の利用が可能ですので、必要があればご案内ください。このほか、要支援認定が望ましい方(総合事業の訪問型サービス及び通所型サービス以外のサービスの利用予定がある方、②認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う方、③退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが必要な方など)が該当します。	平成27年11月30日 第2回事業者説明会後
32	共通	サービスコードはいつ頃市のホームページに掲載されるのか。	平成28年1月中旬に掲載する予定です。 ----- 平成28年1月22日に掲載しました。	平成27年12月2日 第2回事業者説明会後 平成28年1月22日